

医療機関 管理者 各位

札幌市長 秋 元 克 広
札幌市医師会 会長 今 眞 人

令和4年度「発熱外来」の継続・新規募集及び 抗原定性検査キットの無償配布について

時下、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市の保健医療行政の推進につきまして御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では救急安心センターさっぽろ（#7119）等からの案内を受け、発熱等の症状がある方（以下「発熱者等」という。）の外来診療・検査を実施する医療機関（以下「発熱外来」）を登録しているところであり、令和4年4月から9月においても発熱外来の体制に御協力いただいていたところです。

この度、令和4年10月以降についても発熱外来の体制を継続し、下記のとおり依頼及び支援を行うことといたしましたので、貴職におかれましては、発熱外来の実施について御検討いただき、御協力いただける医療機関におかれましては、令和4年11月4日（金）【必着】までに必要書類等を提出していただきますよう、お願いいたします。

また、発熱外来を実施いただいている医療機関に向けての支援として、抗原定性検査キット（以下「検査キット」という。）や個人防護具の無償提供を実施していることを申し添えいたします（詳細は下記2及び下記3）。

記

1 令和4年度「発熱外来」の継続・新規募集について（別紙1参照）

発熱外来の継続確認・新規募集を実施いたしますので、別紙1のとおり必要書類等を令和4年11月4日（金）【必着】までに御提出をお願いいたします。

なお、今年度既に発熱外来への登録を行っている医療機関の皆さまにおかれましても、継続・辞退のお返事を必ずいただくこととしていますので、御回答の程よろしくお願ひ申し上げます。

2 検査キットの無償配布について

(1) 申請方法

別紙2「抗原定性検査キット申込」に必要事項をご記載の上、下記の申し込み先にFAXにてお申し込みください。

(申し込み先)

札幌市医師会 事業一課

FAX：011-643-1511

(2) 検査キットの概要

クリニテストCOVID-19 抗原迅速テスト

(製造販売元：シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社)

※1箱5テスト入り

なお、一度に御申請いただく数量については、約2週間分の診療に必要な数量を御申請ください。

(3) 検査キットの使用対象

医師が必要と判断した患者への診療において御使用願います。

なお、本件により検査を実施した場合、検体検査実施料及び検体検査判断料を算定して差し支えありません。

3 個人防護具の無償提供について

発熱外来の実施にあたり、新規に発熱外来を開設する際や緊急に個人防護具等が不足する際には、札幌市保健所医療政策課（TEL:011-622-5162/E-mail:iryouseisaku@city.sapporo.jp）まで御相談ください。

お問合せ先

- 1 令和4年度「発熱外来」の継続・新規募集について
札幌市保健福祉局保健所医療対策室医療提供体制構築課
E mail: kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp
TEL 011-676-4145 FAX 011-622-5168
- 2 抗原定性検査キットの無償提供について
札幌市医師会
TEL 011-611-4181
FAX 011-643-1511
- 3 個人防護具の無償提供について
札幌市保健所医療政策課
E mail: iryouseisaku@city.sapporo.jp
TEL 011-622-5162 FAX 011-622-5168

(別紙1) 令和4年度「発熱外来」の継続・新規募集について

1. 発熱外来への依頼内容

(1) 発熱者等の診療・検査の実施

- ・疑い例の該当の有無や濃厚接触者の該当の有無などを問わず、かかりつけ患者以外も含む発熱者等への診療及び検査の実施をお願いいたします。

(2) 検査結果の告知及び問診サイト・療養ナビへの案内

- ・上記(1)による検査結果について、原則、結果判明の当日中に受検者あて告知をお願いいたします。また、検査結果が陽性であり、発生届の届出の対象となる患者(65歳以上、妊婦、要入院、新型コロナ経口薬等を投与する方等)については、保健所に速やかに御報告(HER-SYS登録等)をお願いいたします。
- ・検査結果が陽性であった患者に対しては、告知等にあわせて、発症日等を特定の上、問診サイト・療養ナビへの案内をお願いいたします。(別紙3)リーフレットを事前に受検者に配布した上で、陽性者への告知時に当該リーフレットに基づき案内する等の方法で差し支えありません。)

(3) その他

- ・登録いただいた発熱外来については、救急安心センターさっぽろ(#7119)において案内を行うほか、名称・住所・連絡先及び受診可能な日時等について、札幌市公式ホームページにおいて公表します。
- ・北海道の指定する「診療・検査医療機関」に未登録の医療機関の場合は、あわせて「診療・検査医療機関」にも登録いたします。

2. 提出書類および提出方法

発熱外来登録・継続申請書(別紙4)に必要な事項を記載の上、下記提出担当あて提出してください。

今年度既に発熱外来への登録を行っている医療機関の皆さまにおかれましても、継続・辞退のお返事を必ずいただくこととしておりますので、御回答の程よろしくお願い申し上げます。

電子メールによる提出を推奨しております。提出の際は件名を「発熱外来登録・継続申請」とし、申請書のデータを添付の上、送信してください。

申請書等の様式データは以下のURLおよび右記QRコードのページからダウンロード可能です。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/4/gairai.html>



3. 提出期限

令和4年11月4日(金)【必着】

4. 発熱外来の運用期間

令和5年3月31日（金）まで

※令和5年度以降の体制については、新型コロナウイルスの感染状況等を鑑みて、あらためて御案内させていただきます。

※少なくとも上記の期日までは、発熱外来としての診療・検査及び案内等を継続してください。

5. 発熱外来への支援内容

月額 30 万円 相当

※提出期限（令和4年11月4日（金））までに発熱外来を継続または新規で実施する医療機関は10月分から、期限以降に発熱外来を実施する医療機関は、発熱外来を実施する月（各月16日以降の場合は翌月）からお支払いいたします。

※報酬の支払い等にかかる手続きについては、別途お知らせいたします。

6. 備考

(1) 日曜・祝日に発熱外来を実施していただける医療機関が大変少なく、体制がひっ迫しているため、日曜・祝日の輪番制による発熱外来の実施についても御検討をお願いいたします。なお、日曜・祝日の輪番制に参画する発熱外来については、2万円/日（年末年始は5万円/日）の補助金を支給します。

(2) 発熱外来の実施にあたり、新規に発熱外来を開設する際や緊急に個人防護具等が不足する際には、保健所医療政策課（622-5162）まで御相談ください。

(3) 発熱外来の実施にあたり、抗原定性検査キットが不足している場合には、札幌市医師会事業一課にて配布を行っているため、別紙2の申込書を用いて FAX（011-643-1511）にてお申し込みください。

(4) 新規に発熱外来を実施する場合などで、行政検査の委託契約を本市と結んでいない医療機関や、陽性者の届出を行う HER-SYS の ID を付与されていない医療機関については、下記の URL を御参照いただきお手続き等をお願いいたします。

【【医療機関の皆様へ】新型コロナウイルス感染症について】

<https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/iryokikan.html>

(5) 検査を受けられる方へのリーフレット（別添）が不足する場合は送付いたしますので、下記のメールアドレスあてに医療機関名、住所、御連絡先、御担当者様氏名、必要枚数をお知らせください。

【札幌市保健所 医療対策室 療養判定チーム】

kansen_covid_ryoyouhantei@city.sapporo.jp

電話：080-7558-6254、080-7562-8833

担当：札幌市保健福祉局保健所医療対策室医療提供体制構築課

E mail: kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp

TEL 011-676-4145 FAX 622-5168